

訪問看護事業所 監査結果

平成28年11月24日現在(「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在)

| 申請者名 | 事業所所在地 | 事業所名 | 監査日 | 文書による勧告の内容 | 勧告に対する 是正状況 | 備考 |
|-------------------|--------|-------------------|----------|--|----------------|----|
| 有限会社 ケアネットサービス | 室戸市 | 訪問看護ステーション あすか | H28.10.6 | 当該事業所が指定を受けた平成28年10月1日から、監査等実施日である平成28年10月6日までの期間の看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上ないことが認められた。 このことは、高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号)第67条第1項第1号アに違反する。 看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上配置されていないので速やかに改善すること。 | 勧告事項改善 済 | |